

所得税の確定申告・町県民税の申告が始まります

◆申告書は自分で書いて早めに郵送を

所得税は、自らの所得の状況を最もよく知っている納税者自身が、所得と税額を計算して申告し、納税するという「申告納税制度」をとっています。確定申告書は、「所得税の確定申告の手引き」をよく読んで、ご自分で書いてください。

申告期間は大変混雑が予想されますので、申告書は自分で記入し、提出していただきますようご理解とご協力をお願いします。

◆自宅のパソコンで確定申告書が作成できます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp> 又は、扶桑町のホームページの「確定申告書等作成コーナー」から必要事項を入力して、プリンターで印刷した申告書に添付書類を貼りそのまま提出できます。

提出方法は、小牧税務署へ郵送、または申告会場へ受付の日程及び時間内にご提出ください。
小牧税務署 (〒485-8651 小牧市中央1丁目424番地)

◆e-Tax (国税電子申告・納税システム) で 自宅のパソコンから、らくらく申告・納税

- インターネットを利用して所得税・消費税の確定申告ができます。
- ATMやインターネットバンキング等を利用して納税ができます。
- 各種申請・届出等ができます。
- 「e-Tax」をご利用いただくには、電子証明書とICカードリーダライタを準備していただく必要があります。

詳しくは、e-Tax ホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> をご覧ください。

◆振替納税制度のご利用を

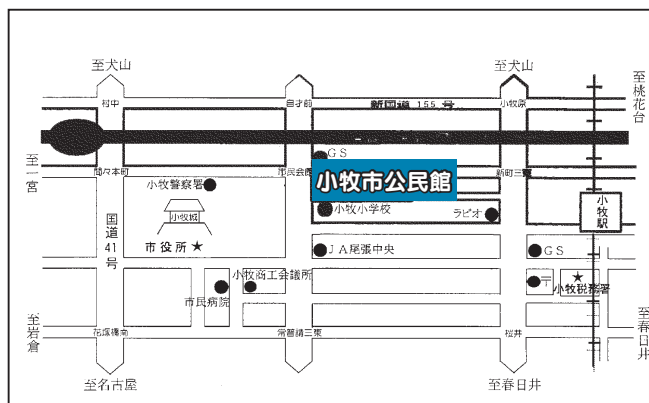
申告所得税、個人事業者の方の消費税の納税は、金融機関からの口座振替(振替納税)が安心で便利です。

新たに振替納税をご利用になる場合は、所得税は3月17日(月)まで、消費税は3月31日(月)までに預貯金先の金融機関か税務署に、「預貯金口座振替依頼書」をご提出ください。

▼問合せ 確定申告・・・小牧税務署 ☎0568-72-2111 (音声案内に従い該当する番号を選択)
町民税申告・・・役場税務課 ☎93-1111 (内線266,267)

小牧申告会場 (小牧市公民館案内地図)

一般・譲渡・贈与の申告・3月3日以降の申告の方



扶桑申告会場 (扶桑町中央公民館案内地図)

一般(譲渡・贈与以外) 2月12日～2月29日



| 申告 | 所得税の確定申告 | | 町県民税の申告 | |
|------|---|---|--|--|
| 対象 | <p>○事業・不動産・配当・譲渡所得などがあった人 平成 19 年中の各種所得金額の合計額から、基礎控除・配偶者控除・扶養控除などの所得控除の合計額を差し引いた金額を基礎として計算した税額から配当控除を差し引いて残額のある人</p> <p>○給与所得があった人（サラリーマン等） 通常は、年末調整で税金が精算されているため申告の必要はありませんが、次のような場合は申告が必要です。</p> <p>①給与の年間収入額が 2,000 万円を超えた人 ②1 か所から給与の支払を受けている人で、給与所得、退職所得以外の各種所得の合計額が 20 万円を超える人 ③2 か所以上の会社から給与等の支払を受けている人</p> | | <p>確定申告の必要のない人で、平成 20 年 1 月 1 日現在扶桑町に住所があり、平成 19 年中に所得があった次に該当する人は、町県民税の申告をしてください。</p> <p>①給与所得者で、勤務先から扶桑町役場に給与支払報告書が提出されていない人 ②給与所得と退職所得以外の所得の合計が 20 万円以下の人 ③国民健康保険に加入している人（所得のない人でも、国民健康保険税の軽減が受けられる場合もありますので、町県民税の申告が必要です。）</p> <p><u>所得税の確定申告書を提出された方は、町県民税の申告の必要はありません。</u></p> | |
| 会場 | 扶桑町中央公民館 2階 講堂 | 小牧市公民館 (小牧市市民会館併設) | 扶桑町中央公民館 2階 講堂 | 扶桑町役場 第 2 会議室 |
| 日程 | 2 月 18 日 (月) ∩ 2 月 29 日 (金) (土・日を除く) | 2 月 12 日 (火) ~ 3 月 17 日 (月) (土・日を除く) 2 月 24 日 (日) は開設 3 月 2 日 (日) | 2 月 12 日 (火) ∩ 2 月 29 日 (金) (土・日を除く) | 3 月 3 日 (月) ∩ 3 月 17 日 (月) (土・日を除く) |
| 受付時間 | 午前の部 : 9 時 ~ 正午 午後の部 : 1 時 ~ 4 時 混雑の状況により、早めに入場をお断りする場合があります。 | 午前 9 時 ~ 午後 5 時 混雑の状況により、早めに入場をお断りする場合があります。 | 午前の部 : 9 時 ~ 正午 午後の部 : 1 時 ~ 4 時 混雑の状況により、早めに入場をお断りする場合があります。 | 午前の部 : 9 時 ~ 正午 午後の部 : 1 時 ~ 4 時 |
| 持ち物等 | <p>○印鑑 ○事業所得・不動産所得がある場合は、青色申告決算書又は収支内訳書 ○給与所得や年金所得がある場合は、源泉徴収票の原本（コピー不可） ○医療費控除を受ける場合は、領収書 ○生命保険料・地震保険料の控除を受ける場合は、払込証明書 ○社会保険料（国民年金保険料）控除証明書 ○障害者控除を受ける場合は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書等 ○配偶者特別控除を受ける場合は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかるもの ○所得税が戻る場合は、振込先の銀行名等及び口座番号（申告者本人名義） ○前年の確定申告書の控え等の参考資料をご持参ください</p> | | | |
| お願い | <p>申告に関する相談は、期間中税務課窓口では行いませんので、扶桑町中央公民館申告会場もしくは小牧市公民館でお願いします。 譲渡（土地、建物、株式等の分離課税）・贈与の確定申告は、扶桑町の会場では行いません。</p> | | | |

* 還付申告に関する内容は、1 月号をご確認ください。また、11 ページもご覧ください。